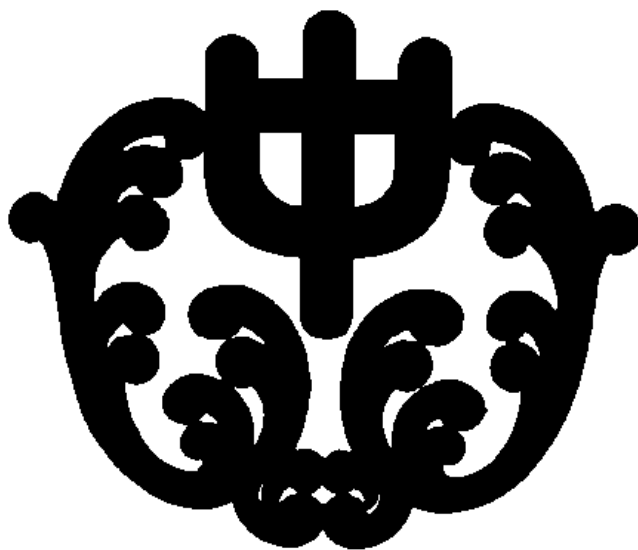


学校生活のしおり

～千代崎中学校のルールブック～



互いに学び合い高め合う，明日も笑顔で来なくなる学校

TEL：059-382-0125

千代崎中学校 校歌

- 1 千代崎の海原近く わかやかな生命にあふれ
とこしえの真理求めて 集いこし若人われら
「励まばや三年の日々を 努めなんこの学び舎に」
- 2 仰ぎみる鈴鹿山脈 朝夕にわれらをさとす
ひとの世をおし進むべき あたらしき力となれと
「励まばや三年の日々を 努めなんこの学び舎に」
- 3 栄光のひかりにみちて かがやける若松のもり
みずがきの玉垣のごと ゆるぎなきさとをつくらん
「励まばや三年の日々を 努めなんこの学び舎に」

※この冊子は，ご家庭で3年間保管してください。

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
中学校生徒会・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 生徒会会則	
2 組織図	
3 常任委員 活動内容例	
4 学級役員 活動内容例	
学校生活ときまり・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1 出席に関するきまり（遅刻や欠席，早退，忌引き，出場停止など）	
2 服装や頭髪，持ち物などのきまり	
3 登下校のきまり	
4 校舎利用のきまり	
5 その他，学校生活全般のきまり	
6 テストのきまり	
7 部活動のきまり	
8 学校外のきまり	
緊急時の心得・・・・・・・・・・・・・・・・	19
1 暴風，大雪，大雨	
2 地震	
3 火災	
4 Jアラート	
5 不審者	
届出・・・・・・・・・・・・・・・・	21
学割証の発行について	

はじめに

千代崎中学生の心がけ

- 《あいさつ》 …相手の目を見て，笑顔であいさつをしましょう。みんなが明るく元気になります。
- 《学 習》 …学校生活を通して，多くのことを学びましょう。学校のルールを守り，授業や部活動，生徒会活動など，学び習う機会を大切にしてください。
- 《命を大切にする》…自分の命と周りにいる人たちとの人間関係を大切にしましょう。わたしたちは友だちや家族，地域の方々，先生方などたくさんの人と関わり合って生きています。

学校教育目標

互いに学び合い高め合う，明日も笑顔で来たくなる学校

学校経営基本方針

《めざす学校像》

- 明日も笑顔で来たくなる安全・安心で居心地の良い学校

《めざす生徒像》

- 主体的に学び合い、高め合う生徒
- 一人ひとりの違いを認め合い、これからの社会を生き抜いていける生徒

《めざす教職員像》

- 人間力，指導力，実践力があり，生徒・保護者・地域から信頼される教職員

千代崎中学校生徒会

みなさんは、「千代崎中学校生徒会」の一員となります。学校は、生徒ひとりひとりが協力して、それぞれの役割を果たすことで成り立っています。あなたの行動によって、学校生活をより良く変えていくことができます。

生徒会活動に積極的に参加して、自分たちの力で、ひとりひとりの生徒が楽しく学習や生活ができる学校をつくりましょう。

1 千代崎中学校生徒会会則

第1章 名称

この会は、鈴鹿市立千代崎中学校生徒会と呼びます。

第2章 目的

- (1) 生徒会活動を通して、生徒ひとりひとりが、自分の思いを出し合う中で、互いを認め合うことのできる仲間作りを目指します。
- (2) 学校生活における差別や矛盾に気づき、自らの手でそれを解決することで、よりよい学校作りを目指します。

第3章 会員

この会の会員は、千代崎中学校の全生徒とします。

第4章 議会（生徒議会）

- (1) 議会は、必要に応じて開くことができます。
- (2) 議会には、役員（会長、副会長、書記、企画委員）と各学級の代議員、常任委員会の委員長が出席します。
- (3) 議会は、会則にある目的達成に必要な権限を与えられます。
- (4) 委員長と代議員は、意見を議会に提出したり、議会で決まったことを会員に伝えたりします。

第5章 役員

- (1) この会の役員は、会長1名、副会長1名、書記2名、企画委員2名です。役員は、議会の運営に関する権限をもち、必要な時に、役員会を開きます。
- (2) 会長は、役員会の代表であり、この会の最高代表者です。
- (3) 副会長は、会長を補佐します。また、会長の代わりに役割を果たすこともあります。
- (4) 書記は、役員会の活動を記録します。
- (5) 企画委員は、役員会で決まったことを実行します。
- (6) 役員の任期は、1年を二期に分け、一期とします。
- (7) 役員は、春・秋の生徒会役員選挙で全校生徒による無記名投票によって選出されます。
- (8) 生徒会役員選挙で役員の定数に満たない場合は補欠選挙を行う。

第6章 常任委員会

- (1) この会には、次のような常任委員会をおきます。常任委員は、常任委員会に出席し、その一員として役割を果たし、学校生活をより良くするために活動します。
- ① 生活委員会 ③ 図書委員会 ⑤ 放送委員会 ⑦ 保健給食委員会
② 交通委員会 ④ 整美委員会 ⑥ 福祉委員会
- (2) 常任委員会は、各学級から選ばれた会員（常任委員）によって運営されます。
- (3) 常任委員会には、代表として委員長をおき、その補佐として副委員長をおきます。

第7章 学級役員

- (1) 各学級に、次の通り役員（学級役員）をおきます。
- ① 室長 ② 書記 ③ 代議員
- (2) 各学級に、第6章（1）に定めた常任委員をおきます。
- (3) 各学級に、次の通り教科係をおきます。
- ① 国語係 ④ 社会係 ⑦ 技術係 ⑩ 道徳・総合・学活係
② 数学係 ⑤ 英語係 ⑧ 家庭係
③ 理科係 ⑥ 保健体育係 ⑨ 音楽係
- (4) 学級役員、常任委員、教科係の任期は一期とします。

第8章 選挙管理委員会

- (1) 選挙管理委員会は、生徒会役員選出のために、代議員が開きます。
- (2) 選挙は、生徒会選挙規定に則って行います。
- (3) 選挙終了後、選挙管理委員会は解散します。

生徒会選挙規定

1. 生徒会役員に立候補するものは、生徒の代表として、全ての生徒の幸福を第一に考え、自己の持てる全力を尽くすことを心得とします。
2. 立候補者は、候補者1名について必ず1名の責任者をつくり、また、10名の推薦人を得て、選挙管理委員会の指定する締切日時までに、立候補の届け出を行わなければなりません。
3. 立候補者は、選挙運動としてポスター、立会演説会を行わなければなりません。また、その内容については、すべて選挙管理委員会の指定に従うものとします。
4. 規定に違反していると認められるときは選挙権を失うか、立候補、当選を取り消されることがあります。
5. 2から4の検定及び取り消しなどの認定は、選挙管理委員会が審議し、生徒会顧問が決定します。

第9章 生徒会役員・学級役員の内命

学校長により認可され、任命式が行われて正式に就任します。これと同時に、前役員はすべてその務めが終わります。

第10章 会計

この会の運営に必要な費用は、全会員が納めた月額30円の会費でまかないます。

第11章 顧問

生徒会には、顧問の先生がつき、議会や役員会に出席し、指導・助言をします。また、他の会合にも必要があれば出席します。常任委員会には、それぞれ担当の先生が出席します。

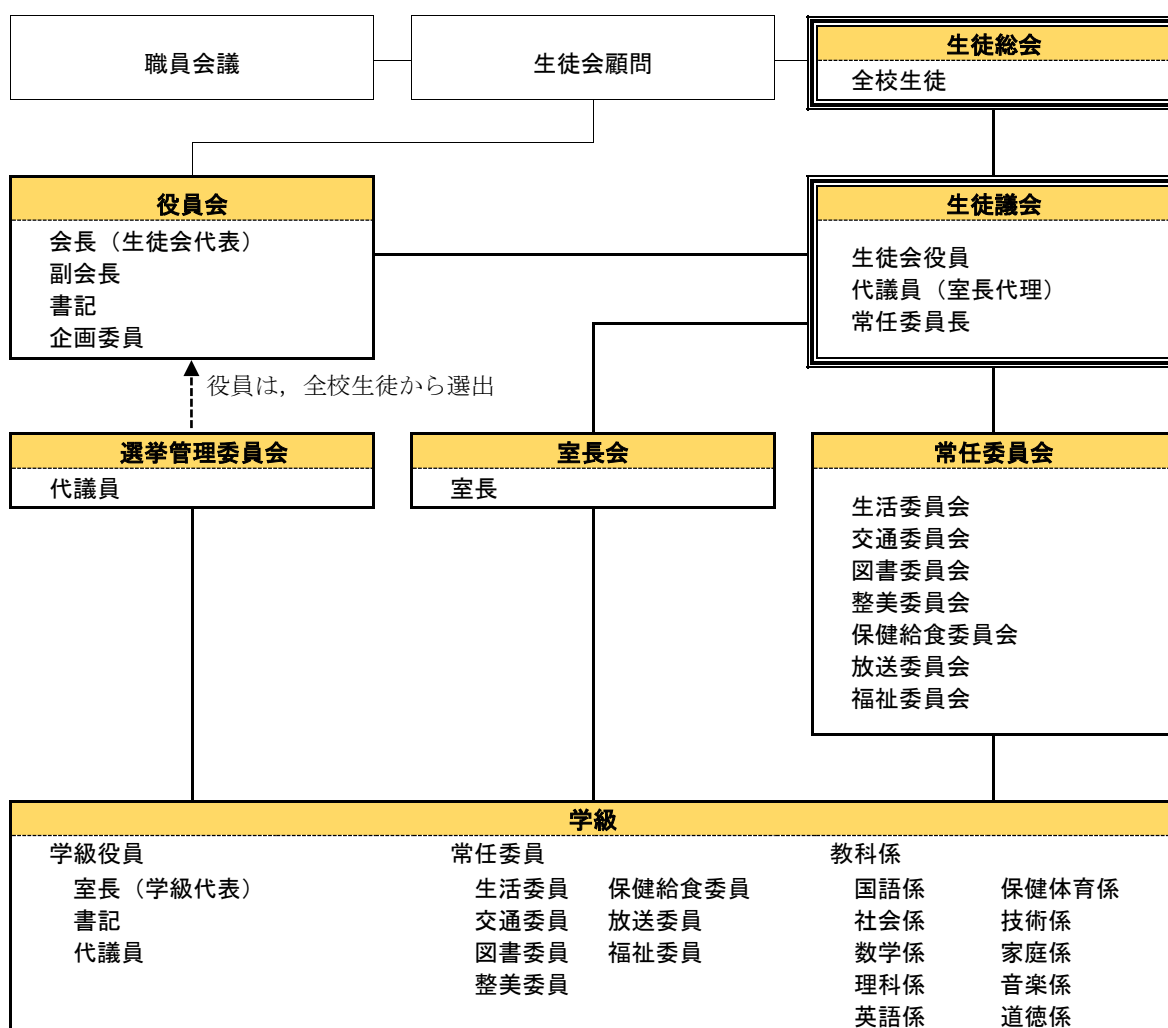
第12章 最高決定権

生徒会で決議したすべての提案に対しては、職員会議で最終の決定がされます。

第13章 会則承認修正

会則の承認修正は、多数決により議会の3分の2以上で可決され、職員会議で承認されて成立します。

2 組織図



3 常任委員会 活動内容例

	目的	活動内容
生活委員会	正しい学校生活を送れるように活動する	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の生活点検 ・放課後の週番活動
交通委員会	安全に登下校できるように活動する	<ul style="list-style-type: none"> ・朝のカギチェック ・自転車点検
図書委員会	本を読む機会が多くなるように活動する	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室の本の整理整頓 ・放課後の図書室の運営
整美委員会	学校をきれいにするために活動する	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後の校内の掃除 ・掃除道具の点検 ・大掃除の準備と片付け ・校内をきれいにする呼びかけ
放送委員会	文化（音楽など）にふれる機会を増やすために活動する。	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食時の放送 ・ポスターの掲示、張り替え ・行事の際の司会
福祉委員会	福祉活動（ボランティアなど）に参加する機会を増やすために活動する	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマーク回収 ・花いっぱい運動 ・千代崎海岸掃除ワークキャンプへの参加 ・聖十字の家の訪問
保健給食委員会	健康で生活できるように活動する。給食にかかわる活動も含む	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の健康観察 ・石鹼・消毒の補充

4 学級役員 活動内容例

	役割	活動内容
室長	学級のリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の号令 ・集会での整列、点呼、報告 ・学級活動での司会
書記	学級活動の記録係	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動での記録 ・学級日誌の記入
代議員	学級と生徒会との連絡役	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒議会に出席する ・選挙管理委員会の運営

学校生活ときまりについて

人が集まれば集団ができます。家族や学校、会社、国も集団のひとつです。集団には、それをまとめるためにルールが必要です。家のきまりや公共のマナー、法律などいろいろなルールがあります。

わたしたちは集団の中でしか生きていけません。学校生活を通して集団のルールを学んでいきましょう。

1 出席に関するきまり（遅刻や欠席、早退、忌引き など）

※ 遅刻、欠席、早退、欠課する場合、7：30～8：15までに必ず保護者の方が学校へ連絡をしてください。

千代崎中学校 電話番号 : 059-382-0125

- (1) 学校での活動が始まる時間は8:30です。8:30のチャイムが鳴り始めるまでに、鞆をロッカーにしまって教室の自分の席に座らなければ、遅刻になります。
- (2) 遅刻して登校する場合は、職員室に来て登校したことを伝えてから教室に入ります。
- (3) 帰りの会が終わる前に下校する場合は、早退となります。早退する場合は、必ず先生の許可を得てください。
- (4) 早退した後、再度登校して1つ以上授業を受けた場合は、欠課（中抜け）となり、早退扱いになりません。
- (5) ①②の場合、欠席扱いにはなりません。

① 学校感染症による出席停止になった場合

② 近親者が亡くなった場合（忌引き）

※必ず保護者の方が学校に連絡をしてください。

※学校感染症の場合、保護者が学校感染症届出書を記入し、登校時に学校に提出してください。用紙は学校にあります。中学校のHPからダウンロードすることもできます。

忌引き日数表

亡くなった人	日数
父、母	7日
祖父母、兄弟姉妹	3日
叔父、叔母	1日

感染種別出場停止期間表

種別	出場停止期間
インフルエンザ ※H5N1型を除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん (3日はしか)	発しんが消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染の恐れがなくなるまで

【千代崎中学生の1日】

A日課（通常の日課）

8:30	朝学習（朝読書）
8:40	朝の会
8:45	（授業準備）
8:50	1限目 授業
9:40	（休憩・授業準備）
9:50	2限目 授業
10:40	（休憩・授業準備）
10:50	3限目 授業
11:40	（休憩・授業準備）
11:50	4限目 授業
12:40	（昼食準備）
12:40	昼食
13:10	（昼休憩・授業準備）
13:25	5限目 授業
14:15	（休憩・授業準備）
14:25	6限目 授業
15:15	（掃除準備）
15:20	掃除
15:30	（帰りの会準備）
15:35	帰りの会
15:45	（放課後）

B日課（特別な場合の日課）

- ・元気よくあいさつをしましょう！
- ・8:30のチャイムが鳴る前に、準備を終えて着席しなければ遅刻です。

（朝の会）

- ・8:40に日直が前に出て朝の会を始めます。

・遅刻や欠席をするときは7:30~8:15までに保護者の方が学校に連絡をする。TEL: 059-382-0125

- ・遅刻して登校するときにはまず職員室に報告すること

（授業時間）

- ・私語や立ち歩き、他事をせず、集中して授業を受けよう。
- ・授業終了後、教科係はすぐに次の内容を聞く。

（休憩時間）

- ・この間にトイレに行ったり、水分を摂ったり、次の授業の準備をしたりする。
- ・移動教室のときは戸締り、消灯などを忘れずに！素早く移動しよう。
- ・授業が始まる5分前には教室に入り、2分前には着席しましょう。

（昼食）

- ・4限目が終わったら、係はすぐに昼食の準備をする。
- ・他の生徒は机を班の形にして手を洗い、着席して待つ。
- ・昼食中は立ち歩いてはいけません。終わる5分前から食器を片づけることができます。

（昼休憩）

- ・係はワゴンを配膳室に返し、牛乳パックを洗って保管室に持っていきます。
- ・書記は各学年のホワイトボードを確認して、教室の予定黒板に明日の予定を書きます。

（掃除）

- ・最後の授業が終わったら、掃除開始のチャイムが鳴るまでに掃除場所へ移動します。
- ・時間終了まで掃除場所を離れてはいけません。

（帰りの会）

- ・時間になったら日直が帰りの会を始めます。
- ・帰りの会終了後は、部活などがなければすぐに帰りましょう。

（放課後）

- ・部活動がある日は、参加する。平日の活動時間2時間。活動終了時刻には片付けも全て終わります。

2 服装や頭髪，持ち物などのきまり

【服装・頭髪】

- (1) 学校では，下表の服装・頭髪で過ごします。
- (2) 制服を忘れた場合は，先生に伝えます。
- (3) 制服（上着，ズボン，スカートなど）を変形してはいけません。
- (4) ピアス，ミサンガ，ネックレス，カラーコンタクトなどの装飾品をつけてはいけません。ゴム紐を手首につけることもいけません。
- (5) ジャージ，ハーフパンツは，学校指定のものを 사용합니다。
- (6) 学校用品は，「のぐち」「八郎」で取り扱っています。

【持ち物】

- (1) 授業に必要なもの（教科書，筆記用具）を忘れないようにしましょう。教科書などの貸し借りは，認めません。
- (2) 飲み物は，水筒などに入れてもってきます。水・茶・スポーツドリンクとする。
(水・茶は無糖のもの)
- (3) 不要物を持ってきてはいけません。
(例) 携帯電話やゲーム機，トランプ，菓子，漫画本，音や光が出るもの
※不要物の持ち込みがあった場合，先生が預かります。その後，保護者の方に来ていただいて渡すことになっています。
- (4) 持ち物には必ず名前を書いてください。

学校用品の取り扱い店

	用品名	取扱店
学校指定	<ul style="list-style-type: none"> ・通学用カバン (千代崎バッグ・サブバッグ) ・学年スリッパ ・体育館シューズ ・体育館シューズ入れ ・自転車通学用ヘルメット (校章，学年ライン，SG マーク入り) 	八郎（神戸町 2-11-14/059-382-0410） ※鈴鹿ハンターの中にもあります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・体操服 ・ウインドブレーカー ・校章（学生服用） 	のぐち (東玉垣町 2577-47/059-382-0293) ※ウインドブレーカーはナガノスポーツでも取り扱っています。 (中江島町 16-20/059-386-5123)
	<ul style="list-style-type: none"> ・名札 350円 ・校章（学生服用） 108円 	千代崎中学校 ※職員室で買えます。先生に言って下さい。
学校指定外	<ul style="list-style-type: none"> ・黒色標準型学生服 ・黒色標準型学生ズボン ・紺色標準型セーラー服 ・紺色プリッツスカート 	のぐち
	<ul style="list-style-type: none"> ・雨合羽 	八郎
	<ul style="list-style-type: none"> ・学制服ボタン 表ボタン 30円 袖口ボタン 30円 裏ボタン 15円 	千代崎中学校 ※職員室で買えます。先生に言って下さい。

服装・頭髪に関する校則

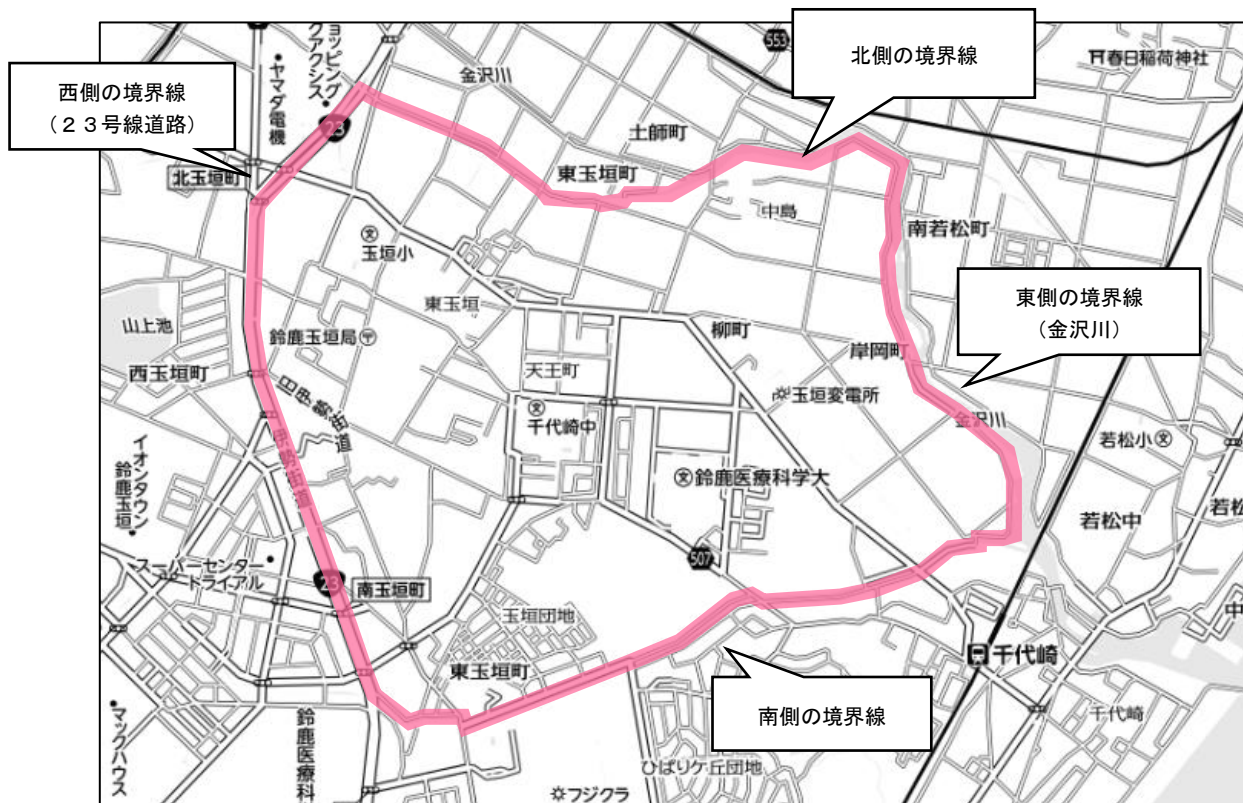
<p>頭髪 など</p>	<p>頭髪 ・前髪は目にかからない長さ。髪を結ぶ場合は結び目の高さが耳より下となるようにする。その際のゴムやピンの色は華美でなく、飾り等がないものとする。</p> <p>・頭髪を変形（パーマ、染色、脱色、奇抜な髪形など）してはいけない。 ・眉毛、まつ毛、まぶたを変形（アイプチ、マスカラなど）してはいけない。 ・整髪剤（ワックス、ヘアスプレーなど）を使用してはいけない。 ・化粧をしてはいけない。</p>	
<p>制服 (冬季)</p>	<p>黒色標準型学生服（校章入） ・中学生用金ボタン（前身5個、袖口2個） ・第1ボタンまではめる。襟のホックははめなくても良い ・カラー付きでないなら白カラーをつける。 黒色標準型学生ズボン（校章入り） ・ベルトをつける。色は黒、紺、茶のもの。</p>	<p>紺色標準型セーラー服（白線2本、校章入） ・スカーフをつける。リボンの部分の長さは10cm程度 ・袖のボタンをはめる 紺色プリーツスカート（校章入り） ・スカートのたけはひざ下程度とする。</p>
<p>制服 (夏季)</p>	<p>白のカッターか開襟シャツ 黒色標準型学生ズボン（校章入り） ・ベルトをつける。色は黒、紺、茶のもの</p>	<p>白のブラウスカ開襟シャツ 紺色プリーツスカート（校章入り） ・スカートのたけはひざ下程度とする。</p>
<p>運動服</p>	<p>学校指定の長袖ジャージ、ハーフパンツ ※運動時のみ 白色Tシャツ ・10cm程度のワンポイントが入っていてもよい。</p>	
<p>靴 靴下</p>	<p>学校指定のスリッパ（上履き、校舎内） ・学年ごとに色が決まっている。 運動靴（下履き） ・体育の授業に差支えがないもの。 学校指定の体育館シューズ（上履き、体育館内） ・シューズ入れも学校指定のものを使う 靴下 ・色は華美な色でないもの。 ・5cm程度のワンポイント、チェック柄、ストライプ柄等であってもよい。 ・ルーズソックスは認めない。</p>	

3 登下校のきまり

- (1) 登下校中は、法律や学校で決められた規則を守らなければなりません。
- (2) 登下校の途中に寄り道や買い物をしてはいけません。(必要な場合は、事前に保護者の方が連絡をしてください)
- (3) 登下校は制服またはジャージのどちらでもかまわない。ただし、部活動の服装は認めない。
- (4) 登下校では、指定された通学路を通ります。
- (5) 事故が起きたときは、必ず学校に連絡してください。
- (6) 登下校は、徒歩で行います。ただし、必要な生徒は許可証をもらって自転車で通学することができます。

【自転車通学許可証について】

- ① 地図にある範囲外に住む生徒は、「自転車通学許可願い」を提出して許可証をもらうことで、自転車で通学することができます。
- ② ①に当てはまらない場合であっても、放課後の部活動に参加する生徒は、遅く帰ることもあるため、「自転車通学特別許可願い」を提出して、特別許可証をもらうことで、自転車で通学することができます。これは部活動がある日のみ有効です。
- ③ 令和3年度10月1日から自転車損害賠償保険等の加入が義務化されましたので各家庭で加入をお願いします。
- ④ **自転車通学の決まりを守らなければ、指導を受けます。改善が見られない場合は、許可が取り消しになることがあります。**



(7) 自転車通学規定

自転車通学する生徒は、次の①②に注意します。

① 自転車について

- ・バックミラーをつける場合は、右ハンドルに一個だけつけます。
- ・サドルは、両足が同時に地面につく高さとしします。
- ・カバンを乗せる荷台を取りつけます。
- ・後部に反射器をつけます。
- ・許可証（鑑札）を後輪泥除けの見える位置につけます。
- ・スピードメーターなど不必要なものをつけてはいけません。
- ・原則として、ミニサイクル、マウンテンバイク、カマキリハンドルの自転車や・変形自転車、特異な自転車は認めません。
- ・自転車を常に整備しましょう。

② 通学について

- ・安全のため、ヘルメットを必ず着用し、あごひもをしめます。
- ・通学鞆は、前かごに入れず、ゴム紐などで荷台にくくります。
- ・自転車は、自転車小屋の決められた場所に駐輪します。
- ・交通のルールを守ります。特に、次のことに注意します。

【道路交通法（一部）】

自転車を対象とした法律について、違反が確定すれば、罰則に従って罰金もしくは懲役が科せられます。

- ・信号や警察官の指示に従う（第7条）
- ・道路標識を守り、交差点や踏切を渡るときは一旦停止する。（43条）
- ・左側を通行する（第17条第4項）

⇒ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

- ・並列走行してはいけない。（第19条）
- ・歩道を通るときは、徐行（すぐ止まれる速さで進むこと）する。近くに歩行者がいる場合は、降りるか一時停止する。（第63条の4第2項）
- ・2人乗りや傘さし運転、音楽を聴きながら運転など危険な運転をしない。（第57条第2項）

⇒ 2万円以下の罰金又は科料

- ・夜間、道路を通行するときは、灯火をつける（第52条）

⇒ 5万円以下の罰金

☆ヘルメット着用について☆

(改定)自転車運転者はヘルメットをかぶるように努めなければならない（第63条）

道路標識（例）



自転車
通行止め



一時停止



車両進入禁止



自転車専用



自転車及び
歩行者専用



自転車横断帯



横断歩道と
自転車横断帯

4 校舎利用のきまり

校内の施設や器具は、学校のものであります。みなさんは、それを借りて授業を受けたり、部活動をしたりします。自分のものではありません。

学校のものを使う場合は、先生の許可をもらって大切に使い、使ったらもとの場所へ返します。ものを壊した場合は、すぐに先生に事情を説明して謝りましょう。

※壊したものは弁償することになります。

【教室・校舎】

- (1) 他学年の階に行ったり、他クラスに入ったりしてはいけません。自分の学年の階にいきましょう。
- (2) 校舎内で走ってはいけません。
- (3) 机や椅子に落書きをしたり、シールを貼ったりしてはいけません。

【トイレ】

- (1) トイレは、休憩時間中に済ませておきます。
- (2) 入るとき、スリッパを履き替えます。使用後は、きれいに並べましょう。

【職員室】

- (1) 生徒は、中に入ることはできません。
- (2) 用事がある生徒は、入り口で名乗ってから先生を呼び、要件を言います。

【図書室】

- (1) 平日の放課後、15分間、開いています。水曜日は、昼休憩の時間に開いています。
- (2) 貸出は、一度に2冊まで借りることができます。
- (3) 貸出期間は、7日間とします。ただし、長期休業中は、特別貸出を行います。
- (4) 禁帯出のラベルの本は、館外貸し出しできません。
- (5) 本を汚したり、破ったりした場合は弁償してもらいます。

【保健室】

- (1) 体調が悪い生徒や怪我をした生徒は、まず職員室に行って伝えます。その後、必要なら保健室を利用できます。
- (2) 保健室では、応急手当や安静に休むことはできますが、治療行為はできません。(薬を出すことはありません)
- (3) 保健室での休養は、原則1時間程度です。体調が回復しない場合は、早退するようにします。

※学校活動(登下校中や部活動を含む)中の怪我は、スポーツ振興センターの保険に該当する場合がありますので、通院するときは担任や部顧問の先生に相談してみてください。

※保健室は、体調が悪い生徒のためにあります。自分が怠けるために嘘をついて利用したり、利用しない生徒が勝手に入って騒いだりすると、本当に必要な生徒が休めなくなります。絶対にやめてください。

5 その他、学校生活全般のきまり

【授業】

- (1) 授業が始まる時間の2分前には、準備をして着席します。
- (2) ジャージ使用の指示がない場合は、制服を着用して受けます。
- (3) 授業の妨げになること（私語、立ち歩きなど）をしてはいけません。
- (4) 忘れ物をした場合は、先生に連絡して指示を受けます。勝手に貸し借りをしてはいけません。
- (5) 授業中は、不必要なものを出さず、鞆をロッカーに入れます。

【休憩時間】

- (1) この時間に次の授業の準備をします。
- (2) 教室の移動がある場合は、窓と扉の鍵を閉めて明かりを消し、素早く移動します。

【昼食】

- (1) 昼食の時間になったら、係の生徒はエプロン、帽子、マスクを着用し、すぐに配膳に取りかかります。また、その他の生徒は、手洗いをして着席して待ちます。
- (2) 昼食は、教室の自分の席で食べます。早く食べ終わっても立ち歩いてはいけません。
- (3) 昼食が終わる時間の5分前になったら、食器、トレイ、牛乳を片づけます。

【掃除】

- (1) 特別な指示がなければ、着替えずに制服で行います。
- (2) 開始のチャイムできちんと始めます。
- (3) 掃除の時間中は、早く終わっても掃除場所にいます。

【朝の会と帰りの会】

- (1) 授業と同様の状態（服装、態度）で受けます。
- (2) 1時間目の授業（最後の授業）がジャージ着用の場合は、朝の短学活（帰りの短学活）をジャージのままで受けてもよいです。
- (3) 帰りの会が終わったら、用事がない生徒は速やかに下校します。用事がある場合でも、下校完了時刻を必ず守らなければいけません。

下校完了時刻（目安）※月初めの下校時間

月	4	5, 6, 7	8, 9	10	11	12	1	2, 3
完了時刻	6:15	6:30	6:15	5:45	5:15	5:00	5:15	5:45

※9月～3月は、日没時間に合わせて上記の時刻を変更していきます。

6 定期テストのきまり

- (1) 定期テストの1週間前は、テスト学習のために部活動を休止します。
- (2) 定期テストを受けるときは、次のことを守ります。

テストの受け方

- ・テストを受けるときは、出席番号順に並び替える。
- ・机の落書きなどがある場合は、事前に必ず消しておく。また、引き出しには何も入れず、机横のフックにも荷物をかけない。荷物はロッカーに入れる。
- ・机の上に置いてよいものは、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴムなど）とテストを受けるとき指示があったもの（定規など）のみとする。※下敷き、筆箱はいらない
- ・問題用紙は、裏面を上にして配る。指示があるまで表面を見ない。
- ・試験中の私語をしない。
- ・消しゴムなどを落とした場合は、勝手に拾わず、挙手して監督の先生に知らせる。
- ・カンニングなど不正行為をしない。カンニングしていると疑われることをしない。また、他人のカンニングにつながることをしない。

※カンニングなどの不正行為があった場合、その教科の点数は0点となる。また、保護者が同伴して校長室で指導を受ける。

- ・試験中の退出は、原則認めない。
- ・試験終了の合図があったら、速やかに筆記用具を置く。
- ・各列最後尾の生徒は、答案用紙を裏向けて、きちんと出席順になるように揃えて集める。その時、他の生徒は、私語をしない。席を立たない。

7 部活動のきまり

(1) 本校には下記の部活動を設置します。

(運動部)

(文化部)

1 陸上部	5 男子ソフトテニス部	9 野球部	1 2 吹奏楽部
2 柔道部	6 女子ソフトテニス部	1 0 ソフトボール部	1 3 美術部
3 男子バスケットボール部	7 男子バレーボール部	1 1 サッカー部	1 4 科学部
4 女子バスケットボール部	8 女子バレーボール部		1 5 英語部

(2) 部活動に所属するには、入部届を提出して顧問の先生から入部の許可をもらいます。

(3) 部を変更するには、転部届を提出して両顧問から転部の許可をもらいます。

(4) 部の活動をしてよい時間は①②③の通りです。

① 早朝 … 7 : 3 0 ~ 8 : 1 0

② 放課後…部活動終了時刻（下の表）まで間、2 時間程度

③ 土日祝日、長期休業中…3 時間以内 ※大会、練習試合等で、それ以上になることもあります。

※週当たり 2 日以上 of 休養日をつくる。平日は少なくとも 1 日、土曜日 及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。

部活動終了時刻（目安）

月	4	5, 6, 7	8, 9	10	11	12	1	2, 3
完了時刻	6:00	6:15	6:00	5:30	5:00	4:45	5:00	5:30

※ 9 月～ 3 月は日没時間に合わせて、上記の時刻を変更していきます。

(5) 部顧問の指導のない場合の活動は、原則認めません。ただし、学校長の許可がある場合は、特別に認められます。

(6) 活動のために学校の施設や道具を使用する場合は、顧問の先生に申し出てください。また、活動後は、道具を片づけて使った場所をきれいに掃除してください。

(7) 活動中の服装は制服、学校指定の体育用ジャージ、ハーフパンツ、ウインドブレーカー、部活動で統一された服装（クラブシャツ、ユニフォームなど）です。持ち物については、顧問の先生の指示に従います。

(8) 部活で昼食などを取るときは、指示された場所で取ってください。

(9) 朝練習後に活動時間内であれば、おにぎりの補食を認めます。

(10) **きまりを守れない場合は、部活動を停止する場合があります。**

8 学校外のきまり

【外出】

- (1) 外出するときは、行き先や帰宅時間を保護者の方に伝えます。
- (2) 午後10時から翌日午前5時までを深夜時間帯とします。この時間には、中学生は外出しないように決まっています。(三重県青少年健全育成条例)
- (3) 自転車に乗るときは、安全運転を心掛けます。(道路交通法)
- (4) 外泊する場合は、必ず保護者が同伴します。友人宅に泊まることは、厳禁となっています。(市内中学校で統一)
- (5) ゲームセンター、カラオケ、ボーリング場、マンガ喫茶、インターネットカフェなどは、生徒同士での出入りは厳禁となっています。(市内中学校で統一)
- (6) トラブルを避けるため、用もなく大型店舗などの盛り場に行かないようにしましょう。行く場合は、保護者同伴が望ましいです。

【携帯電話（携帯端末）・インターネット】

- (1) インターネット上に個人情報（住所や名前、姿などが分かる情報、写真、動画）を残してはいけません。
- (2) SNS サイトや掲示板等に悪口などを書き込んではいけません。
- (3) インターネットで知り合った人に会ってはいけません。
- (4) 夜間、遅い時間に電話やメールなどをしてはいけません。

保護者の方へ

子どもたちが大人になる頃には、今以上にインターネットを活用する力が求められる社会になっていると考えられます。中学生のうちに携帯電話（携帯端末）などでインターネットを使うことは、その力を育むうえでよい機会になると思います。しかし、インターネットによって子どもがトラブルに巻き込まれることが多いのも事実です。

子どもたちの健やかな成長のためにも、是非ご家庭で携帯電話（携帯端末）やインターネットの使い方について話し合い、きまりをつくってください。

(例)

- ・子どもが有害な情報を検索できないようにする。(フィルターなど)
- ・長時間の使用や夜遅い時間帯での使用をしないようにする。
- ・SNSやチャット、メールの内容を確認できるようにしておく など

最近、小中学生のインターネットに関するトラブル（悪口、個人情報掲載等）が増えてきています。各家庭で使用に関するルールをつくり、大人が見守ることで未然防止をお願いします。

【その他】

(1) 危険な遊びをしない。

- ・ナイフ、エアガンなどの有害玩具を持たない。(三重県青少年健全育成条例)
- ・道路や駐車場など自動車の出入りがある場所で遊ばない。
- ・保護者の同伴なしで海岸や河川などで遊ばない。
- ・保護者の同伴なしで火を使って遊ばない。(花火を含む)

(2) 保護者の同伴なしで金銭のやり取りをしない。

(3) 喫煙や飲酒，違法薬物など触法行為をしない。(未成年者喫煙禁止法，未成年者飲酒禁止法，覚せい剤取締法，大麻取締法など)

緊急時の心得

※学期中に災害などの危険が発生したときは、学校からメール配信などで連絡をすることがあります。保護者の方は、確認してください。

1 暴風、大雪、大雨

- (1) 午前7時の時点で暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報、特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報）、記録的短時間大雨に関する警報が発令されている場合、次の対応をとります。

時刻	対応
登校前	自宅で待機します。 ⇒ 11:00までに解除された場合、13:00までに着くように登校します。この日の昼食はありません。 ⇒ 11:00になっても解除されない場合、1日臨時休校になります。
登校した後	・ 下校までに警報が出ると判断される場合、授業を中止して速やかに下校します。 ・ 下校する前に警報が発表された場合、安全が確認できるまで学校で待機して、その後、下校します。自力で下校できない場合、学校で保護者の方に引き渡します。

※危険が予想される場合、警報が発表されていなくても鈴鹿市教育委員会の判断で臨時休校になることがあります。その場合、学校からメール配信などで連絡します。

- (2) 暴風、大雪、大雨があるとき、次に注意して登下校しましょう。

【注意点】

- 思わぬ深みや強い流れになっていて、足を取られたり流されたりすることがある。歩道が設置されている道路は、必ず歩道を通り、水かさの多い所、流れの速い所は避ける。
- 歩行者も自動車の運転手も強風・豪雨によって周りが見えづらい。交通事故にはいつも以上に気をつけること。
- 強風が伴うときは、傘を差さない。
- 絶対にふざけてはいけません。
- 落雷などの危険がある場合は近くの民家などに避難する。絶対に木や電柱など高いものの近くに隠れてはいけない。

2 火災が起きたとき

- (1) 火事を見つけたら、大声を出したり非常ベルを鳴らしたりして周囲に危険を伝えます。
- (2) 近くの避難経路を通って運動場に避難します。
- (3) 先生や放送の指示に従いましょう。
- (4) 教室を出るときは、窓・ドアを閉じて避難します。
- (5) 火事の死因の大半は煙です。吸わないようにハンカチなどで口を覆い、姿勢を低くしましょう。

3 大きな地震が発生したとき

(1) 大きな地震が発生した場合、次の対応をとります。

時刻	対応
登校する前	揺れが収まるまで自宅に待機します。 ⇒校区内の被害が少なく、安全であると判断されるなら学校から登校時間を連絡します。指示に従って登校してください。安全が確保できなければ臨時休校になります。
登校した後	揺れが収まるまで机の下など安全な場所に隠れます。とにかく頭を守りましょう。 ⇒緊急放送や先生の指示に従って静かに運動場に避難（一次避難）します。なお、津波が発生する可能性がある場合、3階に避難するよう放送で指示をします。 ・スリッパ(体育館シューズ)のまま何も持たずに静かに移動します。外に出るときは、頭上に気を付けましょう。 ⇒移動を終えたら、点呼をして怪我人がいないかなど状況を確認めます。 ⇒被害がなく、安全であると判断されるなら授業を行います。状況によっては授業を中止して、下校となったり、避難を続けたりします。下校する場合、学校で保護者の方に引き渡します。

(2) 登下校中に地震が発生したら、次に注意しましょう。

【注意点】

- 最寄りの公園や広場など安全な場所に避難する。
- ブロック塀や電柱の近くにいる場合、なるべく離れる。
- 揺れが完全に収まったら一次避難場所（保護者の方と決めた避難場所）に移動する。

4 全国瞬時警報システム（Jアラート）が作動したとき

- (1) 屋内（校舎、自宅）にいる場合、爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れます。可能であれば、窓のない部屋へ移動する。
- (2) 屋外（登下校中や運動場）にいる場合、近くの建物の中に避難します。適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守りましょう。
- (3) 校内では、先生の指示に従って避難します。
- (4) 登校前に作動した場合、Jアラートの第2報、第3報の発表後、学校からメール配信などで連絡します。安全が確保されるまでは避難を続けてください。

5 不審者がいたとき

- (1) 校内で不審者を見つけたら、すぐに近くの先生や職員室に伝えてください。
- (2) 絶対に近づいてはいけません。声をかけられても誘いに乗ってはいけません。例え、道を教えるなど困った人を助ける場合であっても常に用心しましょう。
- (3) 被害に遭いそうな場合は、大声を出して助けを呼んだり、近くの民家に逃げたりしましょう。
- (4) 地域の「こどもをまもる家」などを確認しておきましょう。
- (5) 被害にあったら学校と警察に連絡します。

届出

学割証の発行について

家族旅行などでJR・近鉄などを利用する場合は、それぞれ片道が100キロメートルをこえるなら、「学校学生生徒旅客運賃割引」をうけられます。

学割証発行申請書 に使用目的・利用区間などを記入した上で、担任の先生まで申し出てください。

※発行まで日数がかかる場合があるので余裕を持って申し出ること。また、原則として1回につき1枚発行をするので、可能なら往復切符を購入することを勧めます。

